

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年11月29日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 議第2号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 事業計画変更承認申請について
- 議第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第7号 令和7年度農作業賃金・機械作業料金について

報告事項

- 報第1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第5号 作付変更届について
- 報第6号 農地法第3条の3の届出について
- 報第7号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

農業委員出席委員 17名

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 坂井浩行委員 | 2番 早川直子委員 |
| 4番 栗原一郎委員 | 5番 小池秀一委員 |
| 6番 志田洋一委員 | 7番 笹岡大介委員 |
| 8番 瀬高栄津子委員 | 9番 山倉広委員 |
| 10番 佐藤直人委員 | 12番 飛岡雅史委員 |
| 13番 井上利弥委員 | 14番 五十嵐弘作委員 |
| 15番 吉田昇委員 | 16番 鈴木範男委員 |
| 17番 熊倉睦委員 | 18番 田邊健一委員 |
| 19番 淡路五樹委員 | |

農業委員欠席委員 2名

- | | |
|-----------|------------|
| 3番 山屋和徳委員 | 11番 小師栄一委員 |
|-----------|------------|

推進委員出席委員 18名

青木誠一	委員	岡崎耕一郎	委員
川上利男	委員	北澤正之	委員
小出和哉	委員	小林克洋	委員
駒形徹	委員	佐々木一光	委員
高山弘則	委員	中澤伸一郎	委員
新飯田雅樹	委員	平松広之	委員
堀江義栄	委員	丸山由夫	委員
山寄哲矢	委員	山谷秀昭	委員
若林昌広	委員	渡辺秀人	委員

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局長	山村吉治
経営基盤係長	上林裕則
経営基盤係主事	三本琳花

午前9時45分 開会及び開議

議長（栗原会長）

これより総会を開会いたします。

（挨拶 略）

最初に、出席状況を報告します。農業委員、在任委員19名、出席17名、欠席2名、推進委員、在任委員18名、出席18名、欠席0、過半数以上ですので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名します。

9番、山倉広委員、19番、淡路五樹委員をお願いいたします。

次に、議事参与の制限について、議第1号に該当する方がいらっしゃいます。会議規則第14条第1項の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることとなります。

お諮りします、議事参与の制限に該当する方の議事参与を同意することについて、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第7号及び報第1号から報第7号までの以上14件を一括上程いたします。

最初に、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』説明いたします。

最初に、農地中間管理事業の公社借入です。

2ページ欄外を御覧ください。今月の公社借入は、新規設定3件、2万1,199平米です。これらの3件は、農地中間管理事業により、公益社団法人新潟県農林公社が借入するものです。

番号ごとに順次説明いたします。1ページをお願いします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

152番は、土場地内の農地10筆、6,384平米。

153番は、吉田地内の農地1筆、2,952平米。

2ページをお願いします。

154番は、大平地内の農地9筆、1万1,863平米。

以上3件は、新潟県農林公社が新規に借入するものです。

次に、農地中間管理事業の公社貸付です。

4ページ欄外を御覧ください。今月の公社貸付は、新規設定3件、2万1,199平米です。これらの3件は、新潟県農林公社が新規に貸付するものです。

整理番号の元番は、先ほど説明した農地中間管理事業の公社借入に対応する番号です。枝番号につきましては、耕作者ごとに附番しております。

なお、農地の所在は、先ほど説明した公社借入のとおりで、また利用権を設定する者、受ける者、経営面積、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、番号ごとの個別の説明は省略させていただきます。

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく相対の利用権設定です。

63ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、新規設定56件、27万8,095.88平米、再設定135件、57万3,368.40平米、合計191件、85万1,464.28平米です。

番号ごとに順次説明いたします。5ページをお願いいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、経営面積、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

155番は、森町地内ほかの農地6筆、7,693平米。

156番は、曲谷地内の農地1筆、865平米。

157番は、西大崎三丁目地内の農地1筆、1,002平米。

158番は、西大崎三丁目地内の農地2筆、2,053平米。

6ページをお願いいたします。

159番は、金子新田地内の農地1筆、1,532平米。

160番は、月岡地内ほかの農地6筆、3,883平米。

161番は、鬼木新田地内の農地2筆、2,767平米。

162番は、若宮新田地内の農地1筆、1,420平米。

163番は、茅原地内の農地1筆、1,998平米。

164番は、濁沢地内の農地2筆、4,580平米。

165番は、濁沢地内の農地1筆、1,353平米。

166番は、濁沢地内の農地1筆、2,928平米。

8ページをお願いします。

167番は、塚野目地内ほかの農地4筆、6,948平米。

168番は、大宮新田地内の農地4筆、4,011平米。

169番は、井栗地内の農地4筆、3,863平米。

170番は、代官島地内の農地7筆、3,264平米。

171番は、荻島地内の農地1筆、611平米。

172番は、大面地内の農地1筆、4,444平米。

173番は、栄荻島地内の農地1筆、3,300平米。

10ページをお願いします。

174番は、大沢地内の農地3筆、5,756平米。

175番は、濁沢地内の農地4筆、1万509平米。

176番は、曲谷地内の農地1筆、3,063平米。

177番は、中浦地内の農地4筆、2,424平米。

178番は、中浦地内の農地15筆、5,860平米。

179番は、鬼木地内の農地1筆、1,971平米。

12ページをお願いします。

180番は、井栗地内の農地1筆、1,692平米。

181番は、井栗一丁目地内の農地7筆、8,167平米。

182番は、下保内地内の農地3筆、2,090平米。

183番は、下保内地内の農地1筆、1,034平米。

184番は、14ページまで続きます。下保内地内の農地24筆、2万973.89平米。

185番は、月岡地内の農地6筆、2,678平米。

186番は、月岡地内の農地1筆、631平米。

187番は、月岡地内ほかの農地9筆、3,336平米。

188番は、16ページまで続きます。月岡地内の農地21筆、6,984.99平米。

189番は、諏訪三丁目地内の農地6筆、999平米。

190番は、上須頃地内の農地6筆、6,052平米。

191番は、上須頃地内の農地1筆、934平米。

192番は、荻島地内の農地6筆、4,664平米。

193番は、井戸場地内の農地2筆、541平米。

194番は、井戸場地内の農地2筆、1,325平米。

18ページをお願いします。

195番は、井戸場地内の農地8筆、5,809平米。

196番は、中曽根新田地内ほかの農地2筆、4,827平米。

197番は、鬼木地内ほかの農地3筆、6,733平米。

198番は、前谷内地内の農地3筆、8,102平米。

199番は、前谷内地内の農地1筆、4,663平米。

200番は、帯織地内ほかの農地9筆、1万1,607平米。

20ページをお願いします。

201番は、帯織北地内の農地3筆、1万5,999平米。

202番は、大沢地内の農地2筆、2,801平米。

203番は、上大浦地内の農地3筆、1,780平米。

204番は、森町地内ほかの農地26筆、1万9,040平米。

205番は、22ページまで続きます。森町地内の農地13筆、1万1,629平米。

206番は、森町地内の農地4筆、5,919平米。

207番は、荒沢地内の農地2筆、2,577平米。

208番は、荒沢地内の農地1筆、1,617平米。

209番は、棚鱗地内の農地4筆、1万6,570平米。

210番は、棚鱗地内の農地2筆、8,223平米。

以上56件は、相対により新規でそれぞれ賃借権または使用貸借権を設定するものです。

211番から63ページの345番までは再設定ですので、説明を省略させていただきます。

最後に、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転に係る案件で、先ほど開催されました農地銀行運営委員会であっせん委員より報告いただいた案件です。

64ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの4件、5,485平米です。

番号ごとに順次説明いたします。

346番は、鶴田地内の農地1筆、720平米を売買により所有権を移転するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

347番は、須戸新田地内の農地1筆、145平米を売買により所有権を移転するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

348番は、栄荻島地内の農地1筆、595平米を売買により所有権を移転するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

349番は、西潟地内の農地3筆、4,025平米を売買により所有権を移転するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第1調査部会長代理から調査結果について報告願います。

部会長代理は、井上会長代理の隣に着席願います。

14番、五十嵐弘作委員。

第1 調査部会長代理（14番五十嵐弘作委員）

最初に、第1 調査部会の開催概要について報告いたします。

当部会は、11月26日午前9時から厚生福祉会館第2 集会室において、栗原会長同席の下、開催いたしました。

開会后、転用申請で1,000平米を超える案件について現地調査を実施し、その後部会を再開し、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て調査結果を取りまとめ、午前10時45分に閉会いたしました。

続いて、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』の調査結果を報告いたします。

今月は、公社借入が新規設定3件、2万1,199平米、公社貸付は新規設定3件、2万1,199平米です。

次に、相対での利用権設定は新規設定56件、再設定135件、合計191件、85万1,464.28平米、所有権移転は売買によるもの4件、5,485平米です。

今月申請のあった案件は、いずれも事務局から書類の審査結果などの詳細説明を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条の規定により、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり決定すべきものといたしました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

なお、発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第1号につきましては、ただいまの調査部会長代理の調査結果報告のとおり、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第2号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

議第2号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』説明する前に、議

案の訂正をお願いいたします。

本日お手元に配付の議第2号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』の正誤表を御覧ください。65ページの1番及び4番の2件について、議案作成後の11月20日に申請人から取下げの申出がありましたので、この2件を削除し、66ページの申請集計欄の「新規設定」及び「合計」の件数・面積をいずれも5件、1万2,265平米に修正するものです。

続いて、農用地利用集積等促進計画について補足説明いたしますと、今回申請のあった案件は全て利用権の移転をする者、受ける者間での利用権の移転のみの案件、いわゆる耕作者変更案件で、9月総会の議第2号と同様に今回促進計画とした理由は、所有者との解約手続は必要なく、利用権の移転をする者、受ける者のみの契約となることから、負担軽減が図られる促進計画で申請されたものです。

それでは、番号ごとに順次説明いたします。65ページをお願いいたします。

なお、利用権を移転する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。また、設定期間の終期は変わらず、前耕作者の残期間となります。

2番は、大宮新田地内の農地1筆、2,003平米。

3番は、鶴田地内の農地1筆、1,961平米。

66ページをお願いします。

5番は、吉田地内の農地2筆、3,984平米。

6番は、栗林地内の農地1筆、622平米。

7番は、栗林地内の農地5筆、3,695平米。

以上5件は、利用権の移転をする者と受ける者間の利用権の移転で、令和6年12月27日に県公告を予定しているものとなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

14番、五十嵐弘作委員。

第1調査部会長代理（14番五十嵐弘作委員）

議第2号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』の調査結果を報告いたします。

今月意見照会のあった案件は、利用権の移転5件、1万2,265平米です。

いずれも事務局から申請書類の審査などの詳細説明を受け、本農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進を図り、農用地利用の効率化及び高度化の促進を図ることから適切であると考えております。つきましては、本計画（案）については、原案のとおりとし、意見なしとすべきものといたしました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第2号につきましては、ただいまの調査部会長代理の調査結果報告のとおり原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしと決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

68ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの7件、2万8,751平米です。

番号ごとに順次説明いたします。67ページをお願いいたします。

33番は、井栗地内ほかの農地9筆、1万694平米を、譲渡人は相続したが、耕作できないことから、譲渡人の要望で当該農地の近隣に住む知人である譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

34番は、若宮新田地内の農地3筆、5,212平米を、譲渡人は耕作できないことから、譲渡人の要望で経営規模拡大を希望する譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

35番は、一ツ屋敷新田地内の農地1筆、216平米を、経営規模拡大を希望する譲受人の要望で売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

36番は、一ツ屋敷新田地内の農地1筆、2,266平米を、譲渡人は高齢かつ市外に在住し、農地を手放したいことから、譲渡人の要望で売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。なお、35番の譲受人と同じ方で、場所も地続きとなります。

68ページをお願いします。

37番は、北潟地内の農地1筆、5,378平米を、譲渡人は高齢かつ県外に在住し、耕作できないことから、これまでも耕作していた譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

38番は、帯織地内の農地1筆、785平米を、譲受人は仮登記のまま相続したことから、改めて譲渡人及び譲受人双方の要望で売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円

です。なお、譲受人は市外在住ですが、市内に農地を所有し、通って耕作するとのこと
です。

39番は、上大浦地内の農地4筆、4,200平米を、離農を希望する譲渡人の要望で売買す
るもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願ひます。

14番、五十嵐弘作委員。

第1調査部会長代理（14番五十嵐弘作委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告い
たします。

今月の申請は、売買によるもの7件、2万8,751平米です。いずれも事務局から申請書
類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当して
おらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可
すべきものといたしました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願ひます。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第3号につきましては、た
だいまの調査部会長代理の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定しました。

議長（栗原会長）

次に、議第4号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願ひます。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

69ページの欄外を御覧ください。今月の申請は2件、2,761平米です。

4番は、宅地分譲5区画として令和6年5月31日付で農地法第5条の許可を受けた荒
町二丁目地内の農地1筆、945平米を共同住宅1棟、駐輪場1棟及び駐車場16台分の用地
として利用することに變更するもので、場所につきましては、体育文化会館の北西側300

メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては、議第6号の46番で農地法第5条の許可申請がなされております。

5番は、貸資材置場として令和6年8月30日付で農地法第5条の許可を受けた新堀地内の農地3筆、1,816平米を倉庫1棟の用地の利用に変更するもので、場所につきましては、栄中央小学校の西側140メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては、議第6号の47番で農地法第5条の許可申請がなされています。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

14番、五十嵐弘作委員。

第1調査部会長代理（14番五十嵐弘作委員）

議第4号『事業計画変更承認申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は2件、2,761平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり承認すべきものとなりました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第4号につきましては、ただいまの調査部会長代理の調査結果報告のとおり、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

70ページ欄外を御覧ください。今月の申請は1件、214平米です。

10番は、東光寺地内の農地1筆、214平米を既存宅地と一体で車庫1棟及び物置2棟の用地として利用したいもので、場所につきましてはJR東光寺駅の南西側400メートル付近で、住宅等の連たんする区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

14番、五十嵐弘作委員。

第1調査部会長代理（14番五十嵐弘作委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告いたします。

今月の申請は1件、214平米です。事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。3,000平米以下であることから新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものといたしました。

議第5号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第5号につきましては、ただいまの調査部会長代理の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

71ページ欄外を御覧ください。今月の申請は4件、4,304平米です。

番号ごとに順次説明いたします。

46番は議第4号の4番と、47番は議第4号の5番とそれぞれ同じ内容ですので、説明を省略させていただきます。

48番は、新堀地内の農地1筆、522平米を贈与により、既存資材置場と一体で隣接する事業所の資材置場拡張の用地として利用したいもので、場所につきましては、三条市役所栄庁舎の北側550メートル付近で、10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。転用目的が既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであることから、第2種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。なお、譲渡人は当該事業所の社員です。

49番は、下大浦地内の農地1筆、1,021平米を売買により取得し、既存宅地等と一体で貸住宅4棟の用地として利用したいもので、場所につきましては、下田下水処理センターの南東側400メートル付近で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地区分は第1種農地と判断されます。転用目的が申請土地の周辺において居住する者の日常生活上必要な住宅に係る申請で、集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

14番、五十嵐弘作委員。

第1調査部会長代理（14番五十嵐弘作委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告いたします。

今月の申請は4件、4,304平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。いずれも3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第6号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第6号につきましては、ただいまの調査部会長代理の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

以上で調査部会から事前に調査いただいた議案の審議は終了いたしました。

第1調査部会長代理は、自席へお戻りください。

これよりしばらく休憩いたします。

（午前10時25分から午前10時30分まで休憩）

議長（栗原会長）

それでは、会議を再開いたします。

議第7号『令和7年度農作業賃金・機械作業料金について』を議題といたします。

本件につきましては、これまでも農政対策部会に付託し、議論いただき、取りまとめ
いただいております。今回も同様に農政対策部会に付託したいと考えております。

お諮りします。議第7号につきましては、農政対策部会に付託することに御異議ござ
いせんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、議第7号につきましては、農政対策部会に付託する
ことに決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号から報第7号までの7件を一括議題とします。

報第1号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告いただいておりますので、省
略します。

最初に、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告願
います。農政対策部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

15番、吉田昇委員。

農政対策部会長（15番吉田 昇委員）

初めに、8月30日に実施しました水稻作況調査圃場の実収量について報告します。皆
様御承知のとおり、北陸農政局が発表した2024年の新潟県産米の作況指数は10月25日現
在で98と示され、「やや不良」という結果になる見込みです。

「水稻作況調査圃場の実収量について（報告）」を御覧ください。表の「平年収量」欄
は、10アール当たりの平年収量、「作柄予想」欄は皆様から予想いただいた平均予想収量、
「実収量」欄は、各経営主からお聞きした収量です。「実収量」は、精米ベースで「平年
収量」に比べますと、弥田様は6.2%の増収となりましたが、亜俱璃さんじょうは15.6%、
五十嵐委員は11.2%、いのこばは26%の減収となっております。

次に、「令和7年度三条市農林関係施策の要望」につきまして、去る11月19日、午後1
時30分から、栗原会長、井上会長代理、農政対策部会の部会長及び部会長代理で市長に

要望書を提出しました。出席者からそれぞれの要望事項について、現況説明を交え提案させていただきました。市長には、地域が抱える現状や課題についても、理解を深めていただいたものと考えております。

また、市長から担い手の育成について新たな施策を農林課と検討しているとの話がありました。

令和7年度の農林関係施策へ反映されるよう期待しているとともに、今後も提案を続けていく必要があると考えているところです。

農政対策部会の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

ただいまの農政対策部会長の報告の中で御質問がありましたら、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了します。

農政対策部会長は、自席へお戻りください。

議長（栗原会長）

次に、報第3号から報第7号までの5件について、事務局、報告願います。

事務局（山村事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了します。

議長（栗原会長）

次に、農政対策部会の開催案内をお願いします。

農政対策部会長、15番、吉田昇委員。

農政対策部会長（15番吉田 昇委員）

農政対策部会では12月20日午前9時30分から厚生福社会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。なお、案件につきましては、ただいま付託されました令和7年度農作業賃金・機械作業料金について等でございます。

以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

次に、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第3調査部会長、5番、小池秀一委員。

第3調査部会長（5番小池秀一委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。12月23日午前9時から厚生福社会館2階

第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

最後に、私から一言お話しさせていただきます。11月27日で予定されていた地域計画の協議の場が終了し、農業委員・推進委員の皆様から御出席をいただきまして、大変ありがとうございました。今後、それぞれ地区での具体的な話合いの際には、また御協力をいただくことになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、来月の総会は26日午前9時30分開会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で総会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 栞原 一郎

議事録署名委員（ 9 番） 山倉 広

議事録署名委員（ 19 番） 淡路 五樹
